



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月24日金曜日 第2859号

◇ 目 次 ◇ 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 181

告 示

行政書士法第14条の規定に基づく処分の実施..... (私学文書課) ... 182

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 182

指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 182

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... (") ... 182

介護機関（介護予防事業者）の指定..... (") ... 183

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... (") ... 183

指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... (") ... 183

理容師法による講習会の指定..... (薬務衛生課) ... 183

美容師法による講習会の指定..... (") ... 183

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 184

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 184

市営土地改良事業の換地処分..... (農地整備課) ... 184

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 185

肥料の登録の失効..... (") ... 185

農用地利用配分計画の認可申請..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 185

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 185

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 185

都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）..... (都市整備課) ... 185

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 186

指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 186

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 186

土地改良区の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 189

道路の区域変更（県道新居浜別子山線）（2件）..... (東予地方局管理課) ... 190

道路の供用開始（県道新居浜別子山線）..... (") ... 190

指定居宅サービス事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 190

指定居宅介護支援事業者の指定..... (") ... 190

指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ... 191

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）..... (中予地方局農村整備第一課) ... 191

道路の区域変更（一般国道378号）..... (中予地方局管理課) ... 191

道路の区域変更（県道中山双海線）..... (") ... 191

道路の区域変更（県道興居島循環線）..... (") ... 192

道路の供用開始（ " ）..... (") ... 192

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 192

道路の区域変更（一般国道440号外）..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 192

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 193

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 193

道路の区域変更（県道喜路能登線）..... (") ... 193

道路の供用開始（ " ）..... (") ... 193

道路の区域変更（県道蔭淵下波線）..... (") ... 194

道路の供用開始（ " ）..... (") ... 194

道路の区域変更（県道肱川公園線）..... (南予地方局西予土木事務所) ... 194

道路の供用開始（ " ）..... (") ... 194

道路の区域変更（県道野村柳谷線）..... (") ... 194

道路の供用開始（ " ）..... (") ... 195

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 195

人事委員会規則

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 195

規 則

○愛媛県規則第8号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																															
<p>（定義）</p> <p>第1条 この細則で、「法」とは食品衛生法（昭和22年法律第233号）を_____、 「規則」とは食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）を、「条例」とは食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）をいう。</p> <p>（変更等届出書）</p> <p>第9条 規則第71条に規定する届出は、変更等届出書（様式第5号）に営業許可証を添付してしなければならない。ただし、当該届出が規則第67条第1項第1号（申請者の住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）に係る部分に限る。）又は第5号に係るものであるときは、営業許可証の添付を要しない。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第2号（第5条、第6条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>営業所</td><td>省略 名称（<u>屋号・商号</u>） 電話番号</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p>様式第3号（第7条、第9条、<u>様式第5号</u>関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">营 業 許 可 証</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">営業者 氏名（法人にあつては、名称_____）</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p>様式第5号（第9条、第10条関係） 省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>届出事項</td> <td>住所、主たる事務所 の所在地又は代 表者の氏名の変更</td> <td>氏名又 は名称 の変更</td> <td>営業所の名称、 屋号又は商号の 変更</td> <td>省略</td> </tr> </table>	省略		営業所	省略 名称（ <u>屋号・商号</u> ） 電話番号	省略		省略		营 業 許 可 証		省略		営業者 氏名（法人にあつては、名称_____）		省略		届出事項	住所、主たる事務所 の所在地又は代 表者の氏名の変更	氏名又 は名称 の変更	営業所の名称、 屋号又は商号の 変更	省略	<p>（定義）</p> <p>第1条 この細則で、「法」とは食品衛生法（昭和22年法律第233号）を、「政令」とは食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）を、「規則」とは食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）を、「条例」とは食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）をいう。</p> <p>（変更等届出書）</p> <p>第9条 規則第71条に規定する届出は、変更等届出書（様式第5号）に営業許可証を添付してしなければならない。ただし、当該届出が規則第67条第1項第1号（申請者の住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地_____）に係る部分に限る。）又は第5号に係るものであるときは、営業許可証の添付を要しない。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第2号（第5条、第6条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>営業所</td><td>省略 名称（<u>屋号・商号</u>） 電話番号</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p>様式第3号（第7条、第9条、<u>様式第4号</u>関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">营 業 許 可 証</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td colspan="2">営業者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名_____）</td></tr> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">（裏） 省略</p> <p>様式第5号（第9条、第10条関係） 省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>届出事項</td> <td>住所_____</td> <td>氏名_____</td> <td>_____名称、 屋号又は商号の 変更</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>_____の変更</td> <td>_____の変更</td> <td>_____の変更</td> <td></td> </tr> </table>	省略		営業所	省略 名称（ <u>屋号・商号</u> ） 電話番号	省略		省略		营 業 許 可 証		省略		営業者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名_____）		省略		届出事項	住所_____	氏名_____	_____名称、 屋号又は商号の 変更	省略		_____の変更	_____の変更	_____の変更	
省略																																																
営業所	省略 名称（ <u>屋号・商号</u> ） 電話番号																																															
省略																																																
省略																																																
营 業 許 可 証																																																
省略																																																
営業者 氏名（法人にあつては、名称_____）																																																
省略																																																
届出事項	住所、主たる事務所 の所在地又は代 表者の氏名の変更	氏名又 は名称 の変更	営業所の名称、 屋号又は商号の 変更	省略																																												
省略																																																
営業所	省略 名称（ <u>屋号・商号</u> ） 電話番号																																															
省略																																																
省略																																																
营 業 許 可 証																																																
省略																																																
営業者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名_____）																																																
省略																																																
届出事項	住所_____	氏名_____	_____名称、 屋号又は商号の 変更	省略																																												
	_____の変更	_____の変更	_____の変更																																													

省略

省略

省略

省略

注 省略

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の食品衛生法施行細則(以下「新規則」という。)第9条第1項及び様式第5号の規定は、新規則様式第3号の規定による営業許可証の添付について適用し、次項の規定により新規則様式第3号の規定によるものとみなされる営業許可証の添付については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現に提出され、又は交付している改正前の食品衛生法施行細則様式第2号の規定による食品営業許可申請書又は様式第3号の規定による営業許可証は、新規則様式第2号の規定による食品営業許可申請書又は様式第3号の規定による営業許可証とみなす。

4 この規則施行の際現にある改正前の食品衛生法施行細則様式第2号の規定による食品営業許可申請書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第308号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士の処分を行った。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 被処分者

(1) 住所

四国中央市中曾根町752番地7

(2) 氏名

近藤 恵 俊

(3) 登録番号

第89390206号

2 処分年月日

平成29年 3月21日

3 処分の内容

業務の禁止

○愛媛県告示第309号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年 3月24日

○愛媛県告示第311号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
古 泉 眼 科	伊予郡松前町筒井850番 エミフルMASAKI 1階	平成28年10月 1日

○愛媛県告示第310号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
越 智 歯 科 医 院	今治市上浦町井口5836 - 1	平成29年 1月12日
そ よ か ぜ 薬 局	新居浜市中萩町1 - 40	平成29年 1月14日
しおだこどもクリニック	新居浜市中村松木2丁目 8 - 18	平成29年 1月31日
田 中 医 院	西予市三瓶町津布理3459	平成29年 2月14日
カ ワ バ タ 薬 局	新居浜市清水町1番11号	平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成29年 2月 1日
医療法人三善会	宇和島市堀端町2番39号	グループホーム丸の内はとぼっぱ	宇和島市丸之内一丁目4番7号	平成29年 2月 2日

○愛媛県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成29年 2月 1日
医療法人三善会	宇和島市堀端町 2番39号	グループホーム丸の内はとぼっぼ	宇和島市丸之内一丁目4番7号	平成29年 2月 2日

○愛媛県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社サンプロジェクト	宇和島市中沢町一丁目1番47号	（変更後） サクラ明倫	宇和島市中沢町一丁目1番51号	平成29年 2月 1日
		（変更前） さくら・介護ステーション明倫		

○愛媛県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社サンプロジェクト	宇和島市中沢町一丁目1番47号	（変更後） サクラ明倫	宇和島市中沢町一丁目1番51号	平成29年 2月 1日
		（変更前） さくら・介護ステーション明倫		

○愛媛県告示第315号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 2 主催者
東京都江東区有明 3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 3 講習日
平成29年 8月 7日、平成29年 8月21日、平成29年 8月28日の3日間

- 4 講習場所
松山市持田町三丁目8番15号
愛媛県総合社会福祉会館
- 5 受講料
18,000円

○愛媛県告示第316号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
 9階
 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

3 講習日
 平成29年8月7日、平成29年8月21日、平成29年8月28日の3日間

4 講習場所
 松山市持田町三丁目8番15号
 愛媛県総合社会福祉会館

5 受講料
 18,000円

○愛媛県告示第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 セブンスター六軒家店
 松山市六軒家町53番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 大和リース株式会社
 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
 代表取締役 森田 俊作
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社セブンスター
 松山市東石井一丁目7番13号
 代表取締役 玉置 泰
 株式会社一六本舗
 松山市東石井二丁目22番13号
 代表取締役 玉置 泰
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成29年11月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,842平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 ア 駐車場の収容台数
 87台
 イ 駐輪場の収容台数
 53台
 ウ 荷さばき施設の面積
 76平方メートル
 エ 廃棄物等の保管施設の容量
 25立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉

店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年3月14日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第318号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
新居浜市	竹ヶ市の一部	平成26年度から平成27年度まで	新居浜市別子山字竹ヶ市の一部の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成29年3月24日

○愛媛県告示第319号

平成29年3月9日松山市営土地改良事業（ほ場整備事業・丹波地区）の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年3月24日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第320号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成35年4月19日	愛媛県第1137号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰9号	アルカリ分50.0 く溶性苦土9.0	含有を許される有害成分の最大値及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成35年4月19日	愛媛県第1138号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰10号	アルカリ分50.0 く溶性苦土10.0	含有を許される有害成分の最大値及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第321号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年3月9日	愛媛県第1278号	魚かす粉末	粒状さかな丸	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第322号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	松山市八反地甲1401番地1ほか4筆	3,552

2 申請年月日

平成29年 3月14日

○愛媛県告示第323号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

梶ノ葉（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和48年1月愛媛県告示第90号）梶ノ葉の項で指定した標柱5号と標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号と標柱10号を結んだ線及び標柱10号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
松山市	由良町	乙358番	9号
		830番1	10号

○愛媛県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベル500）
- 作業期間 平成28年5月20日から
平成29年3月10日まで
- 作業地域 伊予市内公共下水道区域

○愛媛県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・4・56号余戸北吉田線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 事業施行期間
平成21年11月20日から
平成34年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、新居浜都市計画公園事業（新居浜市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間
平成25年 1月22日から
平成30年 3月31日まで
- 2 事業地

- (1) 収用の部分
変更無し
- (2) 使用の部分
変更無し

○愛媛県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
一般財団法人積善会	十全訪問看護リハステーション ずっと	愛媛県新居浜市北新町1番5号	平成29年2月1日	訪問看護

○愛媛県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
一般財団法人積善会	十全訪問看護リハステーション ずっと	愛媛県新居浜市北新町1番5号	平成29年2月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第329号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 中里 佳明
- 2 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 3 特定施設に関する事項
(1) ブリケット溶解残渣フィルタープレス

特定施設の種類の	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イ ろ過施設
特定施設の能力	ろ過面積29.2平方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後6か月後
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～2 最大 1～2
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 4
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 5
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 1.0
		通常 287 最大 287

備考 汚水等は、全て次工程へ送液される。

- (2) ブリケット溶解中和フィルタープレス

特定施設の種類の	政令別表第1第27号イ ろ過施設
----------	------------------

特定施設の能力	ろ過面積29.2平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後6か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 290 最大 290	

備考 汚水等は、全て水酸化ニッケル製造工程へ送液される。

(3) ブリケット溶解除害塔No.1、No.2(2基)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり500ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後6か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~10 最大 8~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 178 最大 178
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.1 最大 0.1

備考 汚水等は、No.1汚水処理施設にて処理する。

(4) 第4東工場フィルタープレスNo.1

特定施設の種 類	政令別表第1第27号イ ろ過施設	
特定施設の能力	ろ過面積42平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 70 最大 77

備考 汚水等は、No.1汚水処理施設にて処理する。

(5) 第4東工場フィルタープレス用ウェットスクラパー

特定施設の種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設
特定施設の能力	1分当たり80ノルマル立方メートル処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.3 最大 0.4	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(6) 第4東工場2次乾燥機用ウェットスクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特定施設の能 力	1分当たり6ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後3か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 6

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.3 最大 0.4

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和及び凝集		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 77メートル 横 55メートル 高さ 8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり4,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和及び凝集		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.3 最大 9.6	通常 6.3 最大 9.6
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.9 最大 19.8	通常 13.9 最大 19.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.30 最大 1.00	通常 0.30 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,080 最大 4,800

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 26メートル 横 15メートル 高さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 高さ 14メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,550立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 9~12 最大 9~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7,500 最大 9,000	通常 16 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 1.0	通常 0.2 最大 1.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 256 最大 305	通常 236 最大 288	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(3) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整及び蒸留		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,680立方メートル処理		

汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整及び蒸留		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 33.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 1,430 最大 1,680	通常 1,430 最大 1,680	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 6.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.2 最大 11.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.00
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 6,620 最大 7,800	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第330号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、

新居浜市中村土地改良区の定款の変更を認可した。

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

平成29年 3月24日

○愛媛県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市中筋町一丁目2799番4地先から 同市角野新田町三丁目2822番24地先まで	旧A B	メートル 11.8~27.5 10.0~49.2	キロメートル 0.156 0.186	左記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう
			新A	11.8~27.5	0.156	

○愛媛県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番193	旧	メートル 7.0~7.9	キロメートル 0.022	
			新	9.3~12.1	0.022	

○愛媛県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番193	平成29年 3月24日

○愛媛県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 ミュゲの会	ヘルパーステーション みゆげ	愛媛県東温市見奈良811番地1	平成29年 2月 1日	訪問介護

○愛媛県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社 でい・C	ケアプランセンター あ・ベンチ	愛媛県東温市下林字別府甲1939番3	平成29年 2月 1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第336号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 3月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 ミュゲの会	ヘルパーステーション みゆげ	愛媛県東温市見奈良811番地1	平成29年 2月 1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第337号

松山市南高井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市南高井土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市南高井土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成29年 3月27日から 4月21日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第338号

松山市土居田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市土居田町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市土居田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成29年 3月27日から 4月21日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市下吾川字馬塚1123番1から 同市下吾川字浜田1466番2まで	旧	メートル 7.5～15.7	キロメートル 0.474	
			新	12.0～54.0	0.474	

○愛媛県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘字犬ヨケ庚485番1地先から 同町上灘字下替前甲3975番地先まで	旧	メートル 4.7~19.0	キロメートル 0.532	
			新	7.0~20.0	0.532	

○愛媛県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町982番2地先から 同町949番1地先まで	旧	メートル 3.2~10.7	キロメートル 0.140	
			新	15.4~20.9	0.140	

○愛媛県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市泊町982番2地先から 同町949番1地先まで	平成29年 3月24日

○愛媛県告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 3月24日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第45号 平成29年 3月14日	伊予市下吾川字宮田1295番3、1299番1、1299番8	伊予市下吾川1295番地 横 山 智 弘

○愛媛県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番2から 同町西谷字小村11732番2まで 及 び 上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番4地先から 同町西谷字小村11763番2まで	旧	メートル 7.9~27.3 10.2~37.2	キロメートル 0.115 0.076	
		上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番4地先から 同町西谷字小村11763番2まで	新	10.2~37.2	0.076	

県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字小村11732番 2 から 同町西谷字郷角12678番 2 まで	旧	7 9 ~ 27 3	0.115	
		及 び 上浮穴郡久万高原町西谷字小村11737番 2 から 同町西谷字郷角12678番 2 地先まで		10 2 ~ 37 2	0.076	
		上浮穴郡久万高原町西谷字小村11732番 2 から 同町西谷字郷角12678番 2 地先まで	新	10 2 ~ 37 2	0.076	

○愛媛県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 3月24日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 伊佐夫	宇和島市津島町高田甲462番地 2

〃	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法華津 8 番耕地230番地
---	---------	-----------------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 野 昇	宇和島市笹町 2 丁目 1 番10号
〃	上 田 富 久	宇和島市野川甲1205番地

○愛媛県告示第346号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 28) 第 8104 号	平 成 29 年 1 月 28 日	ハチモク(株)	片 山 恭 一	八幡浜市産業通11 - 31	平 成 29 年 2 月 1 日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島1962番地先から 同市日振島902番地先まで	旧	メートル 1.0 ~ 3.0	キロメートル 2.092	
			新	2.8 ~ 26.0	4.236	

○愛媛県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島1962番地先から 同市日振島902番地先まで	平成29年 4月 1 日

○愛媛県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	蔣淵下波線	宇和島市下波1892番 2	旧	メートル 6.5 ~ 8.3	キロメートル 0.033	
			新	10.8 ~ 15.6	0.033	

○愛媛県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔣淵下波線	宇和島市下波1892番 2	平成29年 3月24日

○愛媛県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5736番 2	旧	メートル 6.8 ~ 8.9	キロメートル 0.047	
			新	28.3 ~ 62.2	0.047	

○愛媛県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	西予市野村町予子林5736番 2	平成29年 3月24日

○愛媛県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2265番2 から 同町舟戸2272番まで	旧	メートル 4 2～12.8	キロメートル 0.078	
			新	4 3～12.8	0.078	

○愛媛県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2265番2 から 同町舟戸2272番まで	平成29年 3月24日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合副執行委員長前田良二から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成29年 3月14日あったので公表する。

平成29年 3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成29年度賃金引き上げその他に関する事項

- 2 日時 平成29年 3月28日正午より本問題が解決に至る間

- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1185

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 225）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条に規定する大学を除く。）、<u>国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第14条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校又は独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校において、水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条に規定する大学を除く。）、<u>_____</u> _____ _____ _____独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校又は独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校において、水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で</p>

あつて、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別に定める試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは別に定める教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは普及指導員として水産業に関する技術について普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

あつて、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別に定める試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは別に定める教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは普及指導員として水産業に関する技術について普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。